

島田市看護師等修学資金貸与条例施行規程

平成28年10月14日
病院事業管理規程第9号

改正 平成29年3月30日病院事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、島田市看護師等修学資金貸与条例（平成22年島田市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請手続)

第2条 条例第2条の申請をしようとする者は、看護師等修学資金貸与申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書その他の養成施設に在学していることを証明する書類
- (2) 戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) 履歴書
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(連帯保証人の要件)

第3条 条例第4条第1項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者2人とする。

2 前項の場合において、申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人はその者の法定代理人でなければならない。

(貸与の決定等)

第4条 管理者は、第2条の規定により申請書が提出されたときは、書類による審査を行い、貸与の可否を決定し、看護師等修学資金貸与（不貸与）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定に当たり管理者が必要があると認めるときは、面接による審査を行うことができる。

3 管理者は、修学資金の貸与の目的の達成に特に寄与すると認める者については、他に優先して貸与の決定をすることができる。

(貸与の方法)

第5条 修学資金は、貸与期間内において毎月貸与するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、決定日の属する月（条例第3条第2項に規定する管理者が必要と認めた場合にあっては、決定日の属する年度の4月から決定日の属する月までの各月）にあっては、決定日の属する月の翌月分に合わせて貸与するものとする。

(貸与の取消し及び停止の通知)

第6条 管理者は、条例第5条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消したとき、又は同条第2項の規定により貸与を停止したときは、看護師等修学資金貸与決定取消（停止）通知書（様式第3号）により修学生に通知するものとする。

(借用証書)

第7条 修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、貸与期間が満了したとき、又は条例第5条第1項の規定により修学資金の貸与の決定が取り消されたときは、直ちに貸与を受けた修学資金の総額についての借用証書（様式第4号）に修学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書（修学生が死亡したときは、連帯保証人の印鑑登録証明書）を添えて管理者に提出しなければならない。

(返還の期限の延長及び分割返還の申請等)

第8条 条例第6条ただし書の規定により修学資金の返還の期限を延長し、又は分割して返還しようとする者は、看護師等修学資金返還期限延長（分割返還）申請書（様式第5号）に期限を延長し、又は分割して返還しようとする事由を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、返還期限の延長又は分割の返還の可否を決定し、看護師等修学資金返還期限延長（分割返還）承認（不承認）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(返還の猶予の申請等)

第9条 条例第7条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第7号）に猶予を受けようとする事由を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、条例第7条第1号に規定する事由に該当する者が申請をするときは、猶予を受けようとする事由を証明する書類の添付を要しないものとする。

2 管理者は、前項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、猶予の可否を決定し、看護師等修学資金返還猶予承認（不承認）通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(返還の債務の免除の申請等)

第10条 条例第8条第1項の規程による免除をしないときは、管理者は、修学資金の貸与を受けていた者に、その旨を通知するものとする。

2 条例第8条第2項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務免除申請書（様式第9号）に免除を受けようとする事由を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、免除の可否を決定し、看護師等修学資金返還債務免除承認（不承認）通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第11条 勤務期間の計算の方法は月数によるものとし、市民病院の看護師等として勤務を開始した日の属する月から看護師等として勤務しなくなる日の属する月までを算入するものとする。

2 前項の規定により勤務期間を計算する場合において、当該勤務期間中に職員が休暇、欠勤その他の理由により月のうち15日（日曜、休日を含む。）以上勤務しない日のある月があるときは、当該月数を控除するものとする。

3 第1項の規定により勤務期間を計算する場合において、地方公務員の育児休業に

関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務をしている期間がある月があるときは、管理者が別に定める月数を控除するものとする。

（延滞利息）

第12条 条例第9条に規定する管理者が別に定める割合は、年14.6パーセントとする。

2 条例第9条の規定により延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（連帯保証人の変更）

第13条 修学生等は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第11号）に管理者が必要があると認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（届出）

第14条 修学生等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類に管理者が必要があると認める書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。 住所等変更届（様式第12号）

(2) 退学し、休学し、復学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。 退学等届（様式第13号）

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。 修学資金辞退届（様式第14号）

(4) 連帯保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。 連帯保証人住所等変更届（様式第15号）

(5) 養成施設を卒業したとき。 卒業届（様式第16号）

(6) 看護師等の免許を取得したとき。 看護師等免許取得届（様式第17号）

2 連帯保証人は、修学生等が死亡したときは、直ちに死亡届（様式第18号）に戸籍抄本その他の死亡を証明する書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

（学業成績表等の提出）

第15条 修学生は、毎年4月15日までに、在学する学年を記載した在学証明書及び前学年度末における学業成績表を管理者に提出しなければならない。

（現況届の提出）

第16条 修学資金の貸与を受けていた者は、養成施設を卒業した日から修学資金の返還の債務の全額を免除され、又は返還の債務の履行を終了するまでの間（市民病院に勤務している期間を除く。）、毎年4月1日現在の状況を同月15日までに、現況届（様式第19号）により管理者に届け出なければならない。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、島田市看護師等修学資金貸与条例施行規則（平成22年島田市規則第6号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。